

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 特別管理一般廃棄物に、廃水銀（人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるものに限る。）及び当該廃水銀を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を追加すること。
（第一条関係）

第二 特別管理産業廃棄物に、廃水銀等（廃水銀及び廃水銀化合物であつて、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるものをいう。）及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を追加すること。
（第二条の四関係）

第三 水銀処理物（第一に掲げる廃水銀を処分するために処理したもの（第一の環境省令で定める基準に適合するものに限る。）をいう。）の埋立処分を行う場合には、次によること。

一 水面埋立処分を行つてはならないこと。

二 水銀処理物（水銀の溶出についての基準であつて環境省令で定めるものに適合しないものに限る。）の埋立処分を行う場合には、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。

三 第三の二以外の水銀処理物の埋立処分を行う場合には、第三条第三号口によるほか、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように環境省令で定める必要な措置を講ずること。

(第三条第三号関係)

第四 第一に掲げる廃水銀の収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬することとし、当該廃水銀を収納する運搬容器は、密閉できることその他の環境省令で定める構造を有するものであること。また、当該廃水銀廃棄物の処分又は再生を行う場合には、当該廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。

(第四条の二第一号及び第二号関係)

第五 水銀使用製品産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、水銀使用製品産業廃棄物が、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬することとし、水銀使用製品産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

(第六条第一項第一号関係)

第六 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等(水銀又はその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ又は鉱さいであつて、環境省令で定めるものをいう。)の処分又は再生を行う場合には、次によること。

一 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。

二 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であつて、これらの産業廃棄物に使用され、又は含まれている水銀又はその化合物の割合が一定以上であるものとして環境省令で定めるものの処分又は再生を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定める方法により水銀を回収すること。

三 水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

(第六条第一項第二号関係)

第七 水銀使用製品産業廃棄物の埋立処分は、地中にある空間を利用する処分の方法により行つてはならないこと。

(第六条第一項第三号関係)

第八 廃水銀等の収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬することとし、当該廃水銀を収納する運搬容器は、密閉できることその他の環境省令で定める構造を有するものであること。

(第六条の五第一項第一号関係)

第九 第二条の四第五号へ、**チ(1)又はル(1)**に掲げる廃棄物であつて環境省令で定めるものの処分又は再生は、

第六の一及び二の規定の例によること。

(第六条の五第一項第二号関係)

第十 廃水銀等の埋立処分を行う場合には、次によること。

一 廃水銀等を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)の埋立処分は、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。

二 廃水銀等の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定めるところにより硫化し、及び固型化すること。

三 廃水銀等を処分するために処理したものの埋立処分を行う場合には、廃水銀等を処分するために処理したものは、水面埋立処分を行つてはならないこととし、廃水銀等を処分するために処理したもの(第十の一に掲げるものを除く。)の埋立処分を行う場合には、第六条の五第一項第三号八によるほか、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように環境省令で定める必要な措置を講ずること。

(第六条の五第一項第三号関係)

第十一 廃水銀等の硫化施設を産業廃棄物処理施設に追加し、縦覧等を要する産業廃棄物処理施設とすること

(第七条関係)

第十二 この政令の施行期日について定めること。

(附則第一条関係)

第十三 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めること。

(附則第二条及び第三条関係)

第十四 この政令の施行に伴う関係政令について所要の改正を行うこと。

(附則第四条及び第五条関係)